

生駒市健康増進計画策定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康いこま21及び生駒市食育推進計画の次期計画の策定を行うに当たり、外部の視点からの意見、助言等を求めるため、生駒市健康増進計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見、助言等を求める事項)

第2条 懇話会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康いこま21及び生駒市食育推進計画の次期計画に関する基本的な方針に関する事項
- (2) その他健康いこま21及び生駒市食育推進計画の次期計画に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) 奈良県郡山保健所職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 副座長は、座長が参加者の中から指名する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、懇話会の進行を代理する。

4 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、部会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから部会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

2 この要綱は、健康いこま21及び生駒市食育推進計画の次期計画を策定したときに、その効力を失う。